

いじめ防止基本方針（概略版）

いじめに関する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり決して許されない行為である。

全教職員が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」「いじめはどの子にも起こり得る」との認識に立ち、いかなる理由があってもいじめを受けた児童の側に寄り添い、組織で対応する。

いじめ問題に対する基本的な考え方

【いじめのない学校】

～しない・させない・見逃さない・ゆるさない～

1 未然防止

～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【教師の指導力の向上と組織的対応】

○「学校いじめ対策委員会」

（春日小学校：企画委員会＋心のふれあい相談員、スクールカウンセラー）

★ いじめ発見 → 担任 → いじめ対策委員（生活指導主任、学校いじめ対策推進教員、特別支援コーディネーター） → 管理職 → 「学校いじめ対策委員会」 → 即時の対応

こんな様子が見られるようになったら

- 遅刻・欠席が増える
- 教室に入りたがらない
- 急に学習への意欲を失う
- 当番活動や休み時間に一人での場面が多い
- 休み時間は、職員室や保健室、教育相談室の近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える
- 給食を食べ残すことが多くなる
- からかわれることが多くなる
- 遊びの仲間に入れない
- 表情が暗くなる
- 仕事を押し付けられる
- ケガやキズが多くなる

迅速な対応を心がける

- 当該児童の様子を注意深く見守る
- 自然な声掛けを行い、教師との人間関係を築く
- 親身になって本人から話を聞き出す
- 他の教職員からの情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう
- 様子がおかしい場合は、初期の段階から管理職に報告する
- 速やかに家庭と連絡をとる
- スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携を図る
- 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を気付くための指導を取り入れる

○ 教員の指導力向上

- ・いじめ対策推進教員による伝達講習、研修

【いじめを防止し、いじめを見て見ないふりをしないための取組】

- 校長による全校朝会の講話
- キャンペーン等やいじめに関する授業（学期に1回）の実施

2 早期発見

～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

【いじめの「見える化」】

- 日々の観察 ～ 児童がいるところには 教職員がいる ～
- 観察の視点 ～ 集団を見る視点 ～
- 定期的な実態把握 ～ 組織全体の協力体制 ～
 - ・生活点検表 ・ふれあい月間アンケート ・心のふれあい相談員による全員面接（3年）
 - ・スクールカウンセラーによる全員面談（5年）
- 相談しやすい環境づくり

【学校いじめ対策委員会による確実ないじめの発見】

- アンケート結果等の情報の共有及び記録

3 早期対応

～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

【いじめ対応の基本的な流れ】

- 学校いじめ対策委員会の招集
- いじめられた児童を徹底して守る
- 見守る体制の整備（朝、休み時間、清掃時間、放課後等）

いじめの情報

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

保護者との連携

児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導・支援を行う。
- カウンセラーを活用し、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実、学級経営の充実に努める。

4 重大事態への対処

～学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す～

- ◎ 被害の子どもの保護・ケア
- ◎ 加害の子どもへの働きかけ
- ◎ 教育委員会・関係機関との連携
- ◎ 保護者地域との連携
- ◎ いじめ防止推進法に基づく対応